

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ（第1回）議事概要

（1）日 時：平成 25 年 7 月 23 日（火）10:05～11:05

（2）出席者：山内座長、大日方委員、辰巳委員、永田委員、松村委員

（3）主な意見：

＜前回指摘事項への回答＞

（1）従前の解体引当金制度との関係

- ・ 解体引当金制度について、発電量に応じて引き当てるものとして制度化された当時は、世代間負担の公平が趣旨であったというが、結局廃炉費用が足りなくなって、今回の見直しでは結局後世にツケを回すこととなっている。事情が変わっていることは理解するものの、これまでの制度の考え方を十分に整理した上で見直すべきではないか。
- 現行の生産高比例法は、電気を使ったときに電気を使った消費者が負担するという受益者負担の考え方を重視したもの。この考え方が機能しなくなってきた事情の変化については前回にも御議論いただいてきたところだが、当時想定された以上に規制強化等によって原発が稼働しない状況になっている。当時は、様々な理由で想定通り稼働しないこととなったとしても、問題が解決すればいずれ稼働する、そうして運転を続けていけば総見積額まで積み立てられることが暗黙の了解となっていたものと思料。（事務局）
- 世代間負担という言い方に違和感がある。受益者負担ということではないか。
- ・ 生産高比例法の説明に世代間負担の公平や受益者負担の観点を本当に正しいものとして持ち出すとすれば、解体引当金に限らず、固定資産の減価償却についても生産高比例法を採用するべきではないかといった議論になりかねず、いま見直そうとしている制度の方向性と齟齬が生じるのではないか。邪推すれば、生産高比例法を採用した当時は、原発を少数しか保有しない電力会社の原発がトラブルなどで停止した場合に、稼働にかかわらず引当をすることとすれば見かけ上の財務が急激に悪化するといった事情が忖度され、稼働しているときに費用を立てて、稼働していなければ費用を立てないことで費用がならされる仕組みとしたのではないかと考えられる。いまや、廃炉のための費用が足りないという更に大きな問題に直面しているのだから、過去の制度設計が誤りであったことを率直に認めて、海外の事例も踏まえて頭を整理し直したということにしておくべきではないか。
- 従前の生産高比例法の考え方が間違えていたとは思わない。生産高比例法の算定式の分母となる想定総発電電力量がしばらくは変わらないものとしてかつては見込むことができたと考えれば正しいし、これが見込めないように

なったと考えれば誤りということになる。いつその間違いに気がついたのかという問題はあるものの、分母の想定総発電電力量が見込めないままとなつては生産高比例法は適切ではなく、環境の変化に応じて考え方が変わったということではないか。

(2) 事故炉の扱い

- ・ 東電福島第一原発 1～4 号機の廃止措置に向けて、現時点ではこれで足りるだろうという見込みのもとで 9,500 億円を引き当てていると思うが、これで足りるかもしれないのか足りなくなる可能性があるのか、どちらの前提に立って新たに取得する設備の議論をしているのか。
- 当初は約 9,000 億円程度と見積もられていたところ、段階ごとに見直されて徐々に約 9,500 億円まで増えてきたもの。現時点で合理的に見積もられている範囲であり、今後額が増えていくのかどうかはわからない。いずれにせよ、事故炉の廃炉は長期間にわたる作業であり、その費用がどうファイナンスされていくのかについては今の段階で整理しておく必要がある。(事務局)
- ・ 事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備の減価償却費計上については、東電限りの特別の扱いか、あるいは将来の事故にも適用されるのか。将来の事故にも適用されるとすれば、仮に電力会社が今後事故を起こしたとしても最後は料金で回収されるというようにも見えかねないので、そうした印象につながらないようにしてほしい。
- 廃炉の原因を問わず廃炉が終わるまでの費用がきちんと確保される仕組みがなければなかなか廃炉が進まないのではないかという問題意識に立って検討しているところであり、制度が見直されることとなれば、将来の事故にも適用されることを想定している。(事務局)

(3) その他

- ・ 将来起こり得る変更についても、ルールの変更を見越して手当ができていくかどうか、事務局には頭の整理をしておいてほしい。今回の最終的な報告書に盛り込むことを求めるわけではないが、将来起こりえる変更も見据えた上で対応しないと、パッチワーク的にルールを変えたように見えることは不本意。
- 御指摘のような課題は、この WG の射程ではなく、より一般的な料金の問題として別の場で整理されるべき問題ではないか。
- ・ 料金と会計は切り分けて考えることが基本であり、その方が、議論がすっきりと収束するのではないか。また、事業環境の変化に応じて料金でどう手当するのかという点については、外国の事例に照らして日本の対応にタイムラグがあるのであれば、なるべく早くキャッチアップできるよう対応する必要があるのではないか。

- ・ ある制度が変更された場合の会計処理について、技術的には、①過去に遡って修正する、②即座に見直した時点で修正する、③将来の一定期間において徐々に修正する、④電力会社の株主負担として一切修正しないという4つの考え方がある。変更の内容が、費用・原価の範囲、期間（耐用年数、引当期間）、又は償却方法なのかということによって、いずれの処理が望ましいのかということが決まることになる。あるいは、金商法上の別記事業の扱いとして、業法において取り扱いを決めてしまうということもないわけではない。一般の会計原則に則った形で処理されるのであれば確認するだけで済むが、今回の見直しがいずれの変更に当たるのかを整理する必要がある。

<骨子案について>

- ・ 骨子案については概ね事務局が示した内容で了解。
- ・ 以下は確認となるが、資料4の骨子案のうち、
 - 1ページの1.(1)①の最後で「当該費用が特別損失として処理される場合には、料金原価に算入されていない」ということだが、会計処理がこうなるから料金の取扱いが自動的にこうなるということではないことを確認したい。会計上の処理にかかわらず、料金原価上の取扱いは別途に考えられるべきものと理解している。
 - 1ページの1.(1)②(a)に「料金原価上の取扱い及び会計処理」と併記されているが、今回は料金原価上の扱いをしっかりと議論しないといけなく考えている。
 - 2ページの2.(1)①の最後において、基本的には発電と廃炉が一体の事業という考え方に立って、(ア)(イ)に書かれていることを踏まえて「減価償却費を料金原価に含め得ることとし、運転終了後も資産計上することとしてはどうか」とあるが、料金原価に含まれ得ることとなることで収益獲得能力が認められること及び事業の用に供されていることによって、資産計上され、その資産について減価償却することとなると理解している。
- ・ 4ページの3.(3)について、内容に間違いは無いと思うが、値下げのときは料金改定申請ではなく届出となるため、厳正に審査を行うことは無い。このため、「値上げ申請を出してきたときには」と書く方がより正確となる。
- ・ 運転終了後に新たに設備が必要となる、あるいはメンテナンスのために取り替えるときには、解体引当金の中から支出されるのか、あるいは新たに設備を取得すると設備費が増加するのか。
- 通常、廃炉のために取得する設備については解体引当金として見積もられており、そこから支出することが基本。一方、事故炉の場合には、解体引当金として見積もっている想定範囲外で新たに設備を取得する必要性が生じることとなるため、そういった設備については減価償却費を料金原価に含め得ることとし、資産計上をして償却していくこととなる。(事務局)

- ・ 別紙の引当期間について、運転期間 40 年に安全貯蔵期間 10 年を加えた期間が 50 年であるという丁寧な書き方を徹底してほしい。単に引当期間を 50 年とすると言うと、運転開始から 50 年目が廃炉の時期であるというような誤解を招きかねない。

以 上